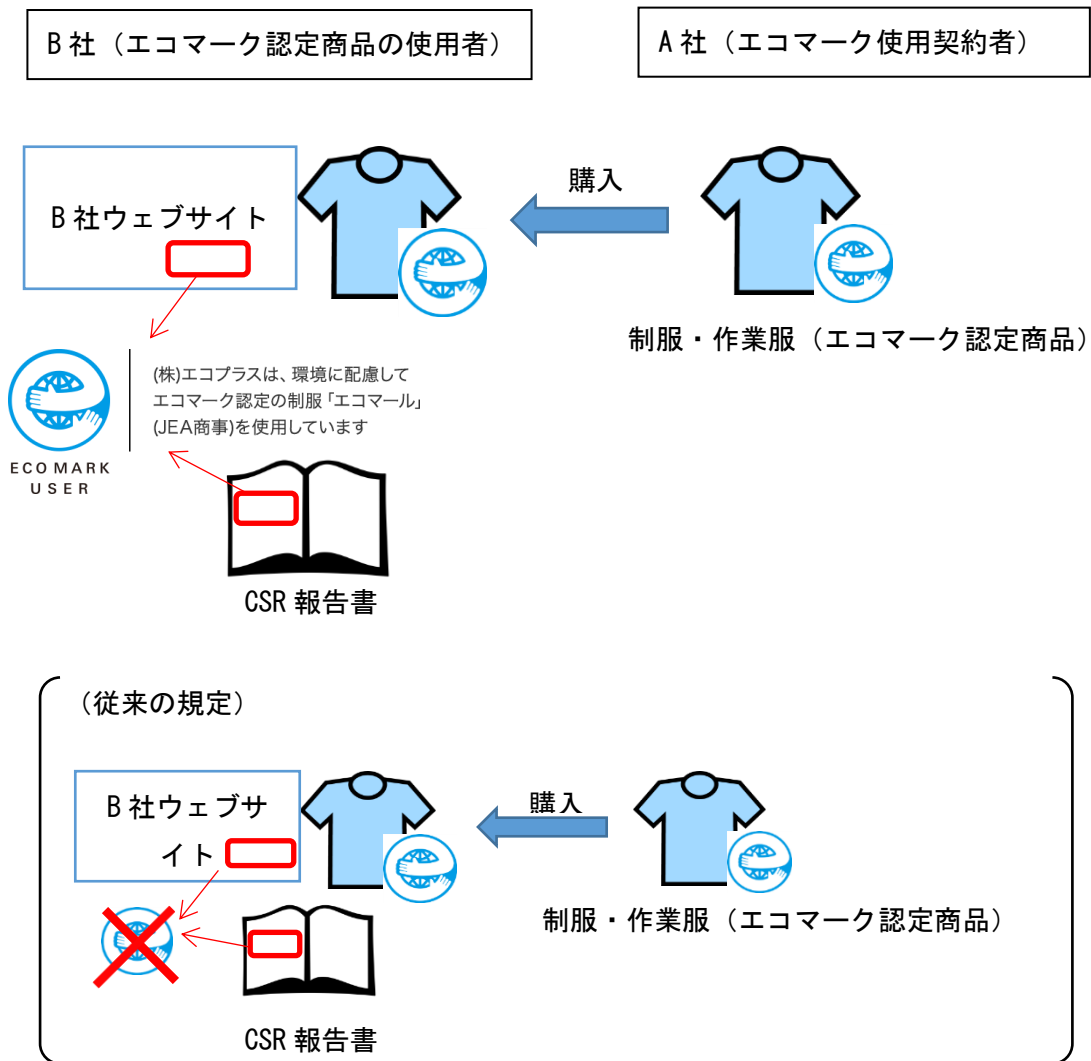


『エコマーク商品ユーザーロゴ』に関する Q&A

『エコマーク商品ユーザーロゴ（以下、ユーザーロゴ）』に関してお問い合わせの多い項目を Q&A 形式でご紹介します。

Q1. ユーザーロゴは、どのような媒体に表示することができますか。

A1. 最も基本的なケースとしては、エコマーク認定商品を自ら使用していることを PR する CSR 報告書やウェブサイトが挙げられます。従来このケースでは、エコマーク事務局と使用契約を締結していない第三者はエコマークを使用することはできませんでしたが、このたび第三者の方もご申請により、ユーザーロゴが使用できるようになりました。



Q2. エコマーク認定を受けた資材（生地、印刷インキなど）を使用した最終製品（完成品）にユーザーロゴを使用することはできますか。

A2. 最終製品がエコマーク認定対象の物品である場合には、ユーザーロゴを使用できません(除く印刷物^{注)})。エコマーク認定対象の物品とその資材の例を以下に示します。なお、エコマーク認定を受けた資材を使用した最終製品（完成品）にエコマークロゴを使用する場合には、最終製品で通常のエコマーク認定審査を受けていただくことが必要です。

最終製品（完成品）	資材
制服・作業服	生地、糸、ボタン、ファスナーなど
封筒	印刷用紙、印刷インキ、窓付き封筒の窓部など
家具	ボード、塗料など
印刷物 ^{注)}	印刷用紙、印刷インキ、製本資材など

注) 印刷物は、本文においてユーザーロゴを使用することができます。表紙や裏表紙にはユーザーロゴを使用できません。

本文 …表紙・口絵・付録などに対して、出版物及び印刷物の主たる内容をなす部分。
表紙 …出版物及び印刷物の中身を保護し、内容表示・装飾などをするために取り付けられた外装の部分。

Q3. 当社は 10 年前にエコマーク認定の作業服を購入し、現在も使用しています。この場合もユーザーロゴを使用することができますか。

A3. 過去に購入したエコマーク商品であっても、ユーザーロゴの申請時点でその商品のエコマーク認定が有効であれば、ユーザーロゴを使用することができます。

Q4. ユーザーロゴ使用の対象となる製品のエコマーク認定が終了した場合、ユーザーロゴの使用も止めなければなりませんか。また、ユーザーロゴを使用している企業・団体はエコマーク認定が終了したことをどのように把握するのですか。

A4. エコマーク認定期間中に出荷された商品（市場流通品を含みます）を使用している間は、引き続きユーザーロゴをご使用いただけます。一方で、継続的に消耗品の供給を受けているような場合には、認定終了後に出荷された商品はエコマーク商品ではなくなりますので、ユーザーロゴは使用できなくなります（例えば、生分解性潤滑油など）。

ユーザーロゴ使用の対象となる製品のエコマーク認定が終了した場合、エコマーク事務局から使用者様のご登録メールアドレス宛に、対象製品のエコマーク認定が終了した旨をご連絡いたします。また使用者様におかれても、定期的にロゴ使用の対象とな

るエコマーク商品が真正であることの確認を行っていただきますようお願いいたします。

Q5. 当社では、制服や文具などのエコマーク商品を購入し、グリーン購入に努めています。そのことを自社で使用する封筒や名刺に謳い、ユーザーロゴを使用することはできますか？

A5. 封筒や名刺は、エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品」の対象品目となっており、封筒や名刺自体がエコマーク認定を受けていると誤認されるおそれがあるため、ユーザーロゴは使用できません。

以上